保険·年余 フォーフ

EU におけるソルベンシー Ⅱ のレビューを巡る動向2023 -EU 理事会と欧州議会がソルベンシーⅡの レビューと IRRD について暫定合意一

保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

ソルベンシーIIのレビューに関しては、2019年2月11日のEC(欧州委員会)からの助言要請1を 受けて、EIOPA(欧州保険年金監督局) が検討を行い、2020年 12月 17日に、EC にソルベンシー Ⅱレビューに関する最終意見2を提出した。また、ECは、EIOPAの最終意見を踏まえて、検討を進め てきたが、2021年9月22日に、影響評価を含めて、ソルベンシーⅡのレビューの提案内容を公表3し た。

ここまでの動向については、これまでのレポートで報告してきているが、例えば EIOPA の最終意 見の内容については、保険年金フォーカス「EIOPA がソルベンシーⅡの 2020 年レビューに関する意 見を EC に提出(1)~(10)」(2020.12.28~2021. 3.15) において、EC の提案の内容については、保険 年金フォーカス「欧州委員会がソルベンシーⅡのレビューに関する提案を公表ーー提案の全体概要と 関係団体等からの反応ー」(2021.10.15)及び保険年金フォーカス「欧州委員会がソルベンシーⅡのレ ビューに関する提案を公表ー提案の具体的内容とその影響ー」(2021.10.22)で報告した。

EC は 2 つの立法提案 (ソルベンシーII 指令の改正 (以下①~⑤) と IRRD (保険再建・破綻処理 指令)(⑥))を行っているが、その後、ECの提案内容については、EU理事会や欧州議会での検討が 行われてきた。欧州連合理事会は2022 年6 月17 日に欧州委員会の提案に関する見解に同意してい る。また、2023 年 7 月に、欧州議会の ECON(経済通貨委員会)は、ソルベンシー II規則の改正と、 保険会社の再建・破綻処理に関する新たな指令 IRRD を承認しているが、いくつかの点で欧州員会の 案とは異なる提案となっていた。これを受けて、トリローグ(三者対話)4が行われてきた。

https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20revie

² https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

³ https://ec.europa.eu/info/publications/210922-solvency-2-communication en

⁴ 欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会の三者による EU 法案の内容を交渉する会合。

今回、EU 理事会は、2023 年 12 月 14 日に、EU 理事会と欧州議会が暫定合意したとの発表5を行 った。これにより、この暫定合意内容が最終決定され、ソルベンシーⅡの「レベル 1」、即ち指令の改 正内容が決定されていけば、その後は、「レベル2」の委任規則の規定内容等が検討されて、詳細が決 定されていくことになる。これらが順調に検討されて、EU レベルでの改革内容が最終決定されてい けば、その後は各加盟国が 2025 年 6 月 30 日までにこれらの改革を採択していくことで、2026 年 1月1日から改革の内容が適用されていくことになる。

今回は、この EU 理事会と欧州議会の暫定合意内容について、EU 理事会による公表内容等に基づ いて報告する。併せて、この暫定合意内容の発表を受けての保険業界団体の Insurance Europe の反 応についても報告する。

2-EU 理事会の公表による今回の暫定合意内容について

EU 理事会は、2023年12月14日に、EU 理事会と欧州議会(以下、それぞれ「理事会」、「議 会」という)は、保険分野における EU の主要な法律であるソルベンシーⅡ指令の修正と新たな保 険再建・破綻処理指令(IRRD)について暫定合意に達した、と公表した。ここでは、理事会のプレ スリリース資料等に基づいて、その概要を報告する。

1|今回の暫定合意内容の概要とその効果

ソルベンシー Ⅱに関する新しい規則は、欧州の企業に長期の民間投資資金を提供する上で、保険 及び再保険セクターの役割を強化する。同時に、保険契約者をより適切に保護するために、保険業界 のレジリエンスを高め、将来の課題に備えることができるようにする。

この二重の役割により、このセクターは資本市場同盟の達成、グリーン及びデジタル移行への資金 提供、及び新型コロナウイルス感染症パンデミックからの欧州経済回復に貢献できる。

保険再建・破綻処理指令(IRRD)の目的は、EU 内の保険会社と関連当局が、重大な苦境に陥っ た場合に、国境を越える場合も含めて、危機的な状況において、十分に早期かつ迅速に介入できるよ うに、より良く備えておくことを確実にすることにある。これにより、経済、金融システム、納税者 の資金への依存を最小限に抑えながら、保険契約者が保護されることになる。

なお、ソルベンシーⅡに関する新しい規則は、2026年1月1日までに発効し、保険再建・破綻処 理指令(IRRD)は2026年1月1日から施行されることが予定されている。

ソルベンシーⅡに関する新しい規則には、イールドカーブの補外の計算方法の改訂やボラティリテ ィ調整の改正、リスクマージンの改革等に加えて、比例性の拡充による小規模保険会社のコンプライ アンス負担の軽減が含まれているが、一方で欧州グリーンディールへの適応としてのサステナビリテ ィリスクへの対応のための新しいルールが含まれている6。



⁵ https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/14/solvency-ii-and-irrd-council-and-parliamentagree-on-new-rules-for-the-insurance-sector/

 $^{^6}$ これらの具体的内容に関して、 ${
m EC}$ の提案内容の概要や欧州議会の ${
m ECON}$ の提案内容については拙著「ソルベンシー規制 の国際動向—保険会社の資本規制を中心に【改訂版】」やP1で紹介した筆者による保険年金フォーカスにおいて、さら にはそれらの提案のベースになっている EIOPA の最終意見についても、P1 で紹介した筆者による保険年金フォーカス で説明しているので、こちらを参照していただきたい。

EIOPAの最新の試算によると、この改革により 400 億ユーロ以上の資本が放出される予定である。 なお、資本放出の多くはリスクマージンの改革によるものである。リスクマージンの算出方法につい て、「修正資本コスト法」(新しい漸減パラメータであるλを導入して、予想される将来の資本要件の 各年に与えられる重みを徐々に低下させていく手法)7と呼ばれる手法に変更され、資本コスト率も現 行の 6%から 4.75%に引き下げられる。4.75%という数字は、欧州委員会の 5% 提案と欧州議会の 4.5% 提案の間の妥協点となっている。

暫定合意の内容は、理事会のプレスリリース資料に基づくと、以下の通りとなっている。

2 | ソルベンシーⅡの見直し

(1)企業向け資金のチャネリング

この暫定合意は、保険会社に対し、特にグリーンディールに向けた経済のための長期資本への投資 を奨励することになる。

(2) さらなるレジリエンスと安定性

この暫定合意は、長期保証措置を改善し、よりリスクに敏感にし、保険業界のレジリエンスを向上 させ、制度に新たなマクロプルーデンス的側面を導入するものである。同時に、持続可能性が非常に 重要な役割を果たすことになる。

合意によると、より簡素化された均衡のとれたルールにより、柔軟性が確保され、特に小規模で複 雑ではない保険会社の管理負担が軽減される。枠組みの強化により、保険会社と再保険会社の国境を 越えた活動に関する各国監督当局間の連携も強化される。

(3)消費者保護

理事会と議会は、監督当局間の協力強化を通じて、特に他国で保険を購入する場合の保険契約者の 保護を改善した。消費者にもより良い情報が提供される。

(4) EIOPA

この暫定合意は、EIOPAに、多くの新たな任務、特に技術的基準の様々な要素、即ち加盟国におけ る指令のより正確かつ調和のとれた実施を形作る二次立法、を精緻化すること、を割り当てている。 理事会と議会は、新しい規則が後の段階で委任法によって補完され、特に資本要件の観点からソル

ベンシーⅡ健全性枠組みのバランスのとれた見直しが確保されることに合意した。

3 | 保険再建・破綻処理指令 (IRRD)

暫定合意により、保険会社を秩序ある方法で破綻処理させるための、欧州レベルでの新たな調和の とれた制度が導入されることになる。

理事会と議会は各国当局に早期介入のための予防権限を与えている。加盟国は、既存の当局内に、 あるいは新たな独立法人として国家保険破綻処理当局を設立し、国境を越えた効果的な協力を確保

⁷ こうしたリスクマージンの考え方や検討の経緯のうち、EIOPAの提案等については、保険年金フォーカス「EIOPAがソ ルベンシーIIの 2020年レビューに関する CP を公表(8) - 技術的準備金 - 」(2020.1.14)や保険年金フォーカス「EIOPAがソルベンシーⅡの 2020 年レビューに関する意見を EC に提出(3)ー助言内容(技術的準備金、自己資本、SCR等) - 」(2021.1.29)で、また、英国の財務省や PRA の考え方及びそれに対する ABI(英国保険会社協会)の反応や分析等に ついては、基礎研レポート「英国におけるソルベンシーⅡのレビューを巡る動向(その4)-英国政府による協議文書と 業界等の反応-」(2022.8.19)で報告しているので、参照していただきたい。

し、EIOPA に調整の役割を与える必要がある。

暫定合意では、(再)保険会社及びグループに対し、先制的な再建計画を作成し、国家監督当局に 提出することを義務付けられる。この要件は、それぞれの(再)保険市場の少なくとも 60% を代表 する企業に適用される。なお、小規模で複雑ではない会社は、原則として、個別の先制的な再建計画 要件の対象にはならない。さらに破綻処理当局は、それぞれの市場の少なくとも 40%を占める保険 及び再保険会社及びグループに対する破綻処理計画を策定する必要がある。

破綻処理当局には、調整的かつタイムリーな方法で破綻処理措置を実施する権限が与えられること になる。

暫定合意は、特に国境を越えた状況における破綻に対処するための破綻処理ツールと手順(償却と 組織変更、ソルベントなランオフ、移管ツールを含む)を破綻処理当局に提供するものである。

暫定合意では、ツールの使用と手順にさらに詳細な条件が追加される。特に、償却と組織変更に関 しては、保険契約者にとって不利な結果を避けるために、一部の負債がこれらのツールから除外され る。さらに、資金調達の取り決めや保険保証制度に関連する見直し条項に関する具体的な規定も含ま れている。

この合意は、枠組みが比例的で、保険セクターに対して調整されることを保証している。

(参考) IRRD の背景

保険会社の無秩序な破綻は、保険契約者、保険金受取人、被害者、又は影響を受ける企業に重大な 影響を与える可能性がある。それは金融不安をさらに引き起こしたり増幅させたりして、実体経済全 体に影響を与えたり、公的資金への例外的な依存を要求する可能性がある。

現在、保険会社を破綻処理するための欧州レベルでの統一された手順は存在せず、加盟国間に大き な違いがあるため、保険契約者と受取人の保護レベルが不均一となっている。

2021 年 9 月 22 日、欧州委員会はソルベンシーⅡ規則の包括的な検討パッケージの一環として、 ソルベンシーⅡ指令の修正案と保険再建・破綻処理指令(IRRD)の提案を理事会に送付した。

銀行の場合とは異なり、IRRD は、保険セクターが、潜在的な損失を吸収するための自己資本や 適格負債、あるいは保険セクターが資金提供する EU 全体の単一破綻処理基金を有するというよう な最低要件を想定していない。

4 | 次のステップ

暫定合意の文書は今後最終決定され、承認を得るために加盟国の代表と欧州議会に提出される予定 である。承認されれば、理事会と議会は正式に文書を採択する必要がある。

3─Insurance Europe の反応

今回の EU 理事会と欧州議会の合意発表を受けて、欧州の保険業界団体である Insurance Europe は意見表明8を行っているので、その内容を報告する。

https://www.insuranceeurope.eu/news/3035/eu-solvency-ii-deal-could-help-unlock-greater-investment-in-europe https://www.insuranceeurope.eu/news/3036/industry-remains-sceptical-on-need-for-eu-insurance-resolution-law



1 │ソルベンシーⅡの見直しに関して

Insurance Europe は、ソルベンシーII の見直しに関して、基本的には今回の合意の内容、特に、 資本、ボラティリティ、比例性の分野での改善を歓迎している。この変更により、「保険部門は顧客 へのサービスを向上させ、グリーン移行とデジタル移行をサポートする欧州経済へのさらなる投資を 可能にすることができる。」と述べている。また、「これらの変更により、顧客が望んで必要とする長 期商品、保証、投資を提供する際の不必要な規制障壁を軽減できる可能性がある。」と述べている。

一方で、細部については、今後の「レベル2」の技術的協議に委ねられているため「悪魔は細部に 宿る。潜在的な利益を実現するには、昨日合意された政治的野望が引き続く技術的詳細に反映されな ければならない」とも付け加えている。

さらに、比例原則をより適切に組み込む取り組みを歓迎し、これにより、小規模で複雑でない保険 会社の過剰な負担が軽減されるはず、としているが、「同時に業界は、報告負担を25%削減するとい う欧州委員会の広範な公約に反して、大半の企業にとって見直しの全体的な影響が業務負担と報告負 担の増加となることを遺憾に思っている。」と述べている。

EU ソルベンシーⅡ合意は欧州へのより大きな投資を可能にする可能性がある

2023 年 12 月 14 日

欧州の保険業界は、昨日合意されたソルベンシーⅡ指令に関する EU の見直しの最終決定を歓迎し ている。Insurance Europe は特に、資本、ボラティリティ、比例性の分野で EU の共同立法者である 欧州理事会と議会が行った改善を歓迎した。これらの変更は、保険会社が顧客へのサービスを向上さ せ、グリーン及びデジタルへの移行のためのより多くの投資を解き放ち、EU の資本市場同盟の完成 に向けた前進を支援できる、と Insurance Europe は主張している。

2019年2月に始まったこの見直しは、EUの保険及び再保険業界が健全性を重視して規制される方 法を調整するものである。Insurance Europe の事務局長の Michaela Koller 氏は次のようにコメント している。「欧州の保険会社は設立当初から、消費者、企業、そして欧州のために機能する規制の枠組 みを構築するという目標を支持してきた。」この変更により、この部門は顧客へのサービスを向上させ、 グリーン移行とデジタル移行をサポートする欧州経済へのさらなる投資を可能にすることができる。 ソルベンシーⅡは、顧客保護におけるゴールドスタンダードであり、今後もそうであり続ける。

Insurance Europe は、ソルベンシー II の既存の測定上の欠陥の一部に対処し、より適切な資本要件 と低いボラティリティをもたらす変更を歓迎する。Insurance Europeの副事務局長である Olav Jones 氏は、「これらの変更により、顧客が望んで必要とする長期商品、保証、投資を提供する際の不必要な 規制障壁を軽減できる可能性がある。」と述べた。彼らは、業界が市場の不安定な時期に安定化の力と して機能する主要な長期投資家であり続けるのに役立つ。」

それにもかかわらず、来年スタートする次の「レベル 2」の技術的議論を指摘して、Olav Jones 氏 は、来年始まる技術的協議の段階で、「悪魔は細部に宿る。潜在的な利益を実現するには、昨日合意さ れた政治的野望が引き続く技術的詳細に反映されなければならない」と付け加えた。

保険業界は、リスクと証拠に基づいた持続可能性の要素をさらに盛り込むことを支持しており、共 同立法者の提案をより詳細に検討することを楽しみにしている。最後に、Insurance Europe は、比例 原則をより適切に組み込む取り組みを歓迎する。これにより、小規模で複雑でない保険会社の過剰な 負担が軽減されるはずである。同時に業界は、報告負担を25%削減するという欧州委員会の広範な公 約に反して、大半の企業にとって見直しの全体的な影響が業務負担と報告負担の増加となることを遺 憾に思っている。

2 | 保険再建・破綻処理指令 (IRRD) に関して

Insurance Europe は、今回の暫定合意による IRRD の改善については歓迎していると述べたもの の、一方で「既存の規制と実施されている保護措置を考慮すると、このような広範な規制の必要性を 引き続き疑問視している。」と主張した。さらに「技術交渉の次の段階で企業に追加されるコストと 負担を評価する必要がある。」と述べた。

Insurance Europe は以前から、IRRD が国際基準を超えず、業界に不必要な負担を与えないこと を保証するよう求めていた。

業界は依然として EU 保険破綻処理法の必要性に懐疑的

2023 年 12 月 14 日

欧州の保険業界は、EUの共同立法者である欧州理事会と議会が本日合意した保険再建・破綻処理 指令(IRRD)の改善を歓迎している。しかし、Insurance Europe は、既存の規制と実施されてい る保護措置を考慮すると、このような広範な規制の必要性を引き続き疑問視している。

EU の執行部である欧州委員会によって提案された IRRD は、保険業界の規制をさらに強化し、 保険会社が破綻した場合に当局に追加の権限を与えることを目的としている。 IRRD は多くの企業に とって運営上の負担が大幅に増加し、全ての EU 加盟国に破綻処理機関を設立することが求められ る。また、ソルベンシーⅡの広範な要件を全て満たしている場合でも、これらの当局と既存の監督者 に企業の運営に介入する新たな権限が与えられる。

Insurance Europe の健全性規制及び国際情勢と再保険のヘッドである Angus Scorgie 氏は、「保 険業界は、非常に高いレベルの消費者保護を確保するという指令の目的を共有している。それにもか かわらず、ソルベンシーⅡの健全性制度によって保険契約者が十分に保護され、監督当局が保険部門 によってもたらされる限られた金融安定性リスクに対処する権限を既に持っているため、私たちはこ の指令の付加価値には依然として懐疑的である。技術交渉の次の段階で企業に追加されるコストと負 担を評価する必要がある。」と述べた。

Insurance Europe は以前、IRRD が国際基準を超えず、業界に不必要な負担を与えないことを保 証するよう求めていた。

4―まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーII のレビュー及び IRRD に関する EC の提案を受けて の、EU 理事会と欧州議会の暫定合意内容について、EU 理事会による公表内容に基づいて報告し た。併せて、この暫定合意内容の発表を受けての保険業界団体の Insurance Europe の反応について

も報告した。

今回のソルベンシーⅡのレビューに関する暫定合意は、ソルベンシーⅡの「レベル1」、即ち指令 自体に関係しているもので、詳細については「レベル2」の委任規則で規定されていくことになる。 リスクマージンに加えて、業界の関心の高い株式リスクチャージ、リスクフリーレート曲線の修正等 については、その詳細がわからないと提案の影響を適切に評価することができない要素もある。これ らは正に Insurance Europe が述べている技術的詳細に関わってくる部分でもある。ところが、法的 なプロセスの観点からは、基本的にはレベル1の内容が合意されないとレベル2の検討が行えな い。今回の暫定合意が最終承認されれば、今後 EC において「レベル 2」の検討が進められていくこ とになる。

EUのソルベンシーⅡのレビューを巡る動きについては、前回の基礎研レポート「英国におけるソ ルベンシーIIのレビューを巡る動向(その7)-2023年に入ってからの動き(財務省とPRAが具体 的な提案を公開) -」(2023.12.6)で報告した英国におけるソルベンシーⅡレビューの動き等と併せ て、関係者にとって極めて関心の高い事項となっていることから、その動向を引き続き注視していく こととしたい。

以上